

後期高齢支援システム等標準化検討会 検討・課題一覧

令和4年3月18日 現在

No.	対応状況	発生日	起票元	資料	懸案・課題	状況・回答	調整担当	期限	完了日	備考
1	完了	R.4.2.10	第2回 ベンダ分科会	機能・帳票要件	機能ID1.2.4. 普通徴収対象者について81通知を送付して再度、特徴候補者とする場合の条件や設定内容について、年金からの特別徴収における情報交換媒体作成仕様書には、記載がない認識だが、今後パッケージ機能として実装可能とするのであれば、追記をお願いしたい。	年金保険者を担当しているシステムベンダに問い合わせを実施。確認した結果は、特別徴収における情報交換媒体作成仕様書には細かく記載されていない内容であったため、以下にまずは要件や前提を記載する。 【年金保険者の仕様】 ・年金保険者の仕様として、既に81通知を送付されている場合、41通知を送ると81通知も削除される。 (参考： https://www.nenkin.go.jp/service/riyoushabetsu/cooperator/shikuchouson/kakehashi/64.files/64.pdf) ・一度41通知を送った後、81通知を送ると年金保険者ではエラーとなる。 ・そのままだと翌年度の捕捉時にその81通知が考慮されず捕捉されることになるが、そこには例外がある。 ・その例外とは、以下の条件である。 市区町村から送付された81通知が市町村発出が4月発出～翌年の3月発出 されているものについては、削除、エラーの状態に関わらず、年金保険者で該当データをチェックし、81通知を出している市区町村に捕捉データが連携されるように対応を行っている。 【具体例】 <初回(2021年2月)> ①特別徴収対象者である被保険者についてA県A市で特別徴収を行っていたが、対象者がB県B市に異動し、住所地特例者になることがわかった。 ②A県A市から81通知を送付。 <年次(2021年5月～6月)> ③②をもとに00通知はA県A市向けに作成される。(特徴継続) <月次(2021年12月)> ④当該被保険者の保険料が減額更正がかかったため、A県A市から41通知を送付する。(特別徴収が2月から中止になる) <年次(2022年6月～7月)> ⇒このケースの場合、81通知を送付しているのが2021年2月になるが、年金保険者では、2021年4月～2022年3月の81通知しか検知されないため、このままでは、00通知は、B県B市に回付される。 これを防ぐためには、2021年4月以降に81通知を年金保険者に送付すればよい。なお、上述の通り、41通知の後、81通知を送付するとエラーとはなるがそのエラー分も捕捉対象としては考慮されるため、エラーとなることを前提として送付することになる。 これを踏まえ、どのように81通知をつくれればよいかについては、41通知を回付している場合は、41通知をもとに81通知を作成。41通知を送付していない場合は、直近に回付した01通知をもとに81通知を作成することを想定しているとのこと。(なお、懸案に記載の仕様書は年金保険者が作成しているわけではないため、年金保険者としての加筆は実施不可との回答)	事務局	R.4.3.31	R.4.3.4	

No.	対応状況	発生日	起票元	資料	懸案・課題	状況・回答	調整担当	期限	完了日	備考
2	完了	R.4.2.10	第2回 ベンダ分科会	—	(帳票ID4.04.)後期高齢者医療保険料還付請求書 還付金を辞退した場合の会計上の取り扱いについて確認すること。	雑収入として当年度繰り入れるのではなく、還付金の時効を迎えた後、時効の処理をして歳入扱いにすると当日、ご回答あり。(構成委員から補足等いただければ本資料上に付記する) 構成委員から本件について特に補足はないため、当日回答のあった上記の取り扱いで問題ないと考えためクローズとする。	事務局		R.4.3.4	
3	仕掛	R.4.2.14	第2回 市区町村WT	—	第1回WTにて議題にあがった葬祭費の支給に関する広域連合への確認ができていれば結果を教えてください。 (1広域のみ葬祭費の支給を広域標準システムに機能がないと説明して市区町村でシステム改修を含めて実施を依頼している広域連合がある。この広域連合に後期高齢支援システムで標準仕様書に要件記載しない場合、カスタマイズによる機能追加はできなくなることにについて意見を聞いてほしいと依頼があった)	3月3日に開催される広域連合向けの広域標準システムに関する説明会内で自治体標準化についても説明を行う。当該資料内で影響内容の1つとして広域連合向けに説明を実施済。(全広域連合向け)当日、該当の広域連合から質疑等はなし。	事務局	実施時期調整中		広域標準システムで葬祭費の支給金額について初期値を変更することは可能だが、市区町村ごとに初期値を設定する機能はない。
4	仕掛	R.4.2.14	第2回 市区町村WT	帳票レイアウト	(帳票ID3.05.)納付書 カク公様式とマル公様式を両方規定するかについて、別途調整する。	国民健康保険システムの対応内容と同期をとって対応予定。	事務局	R.4.4.30		国保側の標準仕様書第1.0版の完成時期を期限としている。
5	仕掛	R.4.2.14	第2回 市区町村WT	帳票レイアウト	(帳票ID4.04.)還付請求書 公金受取口座登録制度の運用開始にあたり、広域標準システムの帳票の様式変更とあわせて、本帳票についても同様の変更を行う。	広域標準システムの様式が確定次第、同様の内容を反映する対応を行う。 なお、様式に個人番号を付与するかなどの検討もあわせて必要。	事務局	R.4.3.31		3月末までには広域標準システムの様式が確定すると想定して期限を設定。
6	未着手	R.4.1.14	第1回 市区町村WT	機能・帳票要件	文字情報基盤の過渡期における機能要件について整理する。	広域標準システムの次期システムの対応内容等が決定し次第、その内容を踏まえて検討する。	事務局	R.4.8.31		標準仕様書1.0版の完成時期までには検討を行うものとして期限を設定
7	未着手	R.4.1.14	第1回 市区町村WT	機能・帳票要件	市区町村の独自事業への対応について意見招請の結果を踏まえて要件に反映するか検討する。		事務局	R.4.6.30		意見招請結果が5月末までの想定のため、当該意見をまとめるまでを期限として設定。
8	未着手	R.4.2.14	第1回 検討会	機能・帳票要件	引越しワンストップに関する機能要件を反映する。	引越しワンストップに関する制度内容、要件が判明し次第反映する。	事務局	未定		
9	未着手	R.4.2.14	第1回 市区町村WT	機能・帳票要件	マイナポータルびったりサービスへの対応について制度要件含め対応する手続きが整理された場合、機能要件に反映する。	自治体へのヒアリングの結果、以下の3件が対象候補として挙げられている。 ・「納付方法変更の申請」 ・「振替口座の登録申請」 ・「納付証明書の発行受付」	事務局	未定		